

国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第2期整備基本計画（案）
の作成について

1 趣旨

本市では、国史跡武蔵国府跡保存管理計画に基づき、国史跡に指定されている武蔵国府跡（国司館地区）を適切に保存し、歴史的価値を高め広く発信するとともに、府中本町駅前という立地をいかしたにぎわいと魅力ある空間を創出する活用と整備を行ってきました。

この度、平成30年度に完成した第1期整備事業に続き、新たに第2期整備事業を進めていくため、国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第2期整備基本計画（案）（以下「整備計画」といいます。）を作成するものです。

2 概要

- (1) はじめに (本文掲載1～2ページ)
計画策定の経緯と目的を明確にするとともに、国司館地区の文化財としての本質的価値を示しています。
- (2) 整備事業の経緯と位置付け (本文掲載3～6ページ)
整備事業及びにぎわい創出事業におけるこれまでの経緯と、位置付けを示しています。
- (3) 国司館地区の概要 (本文掲載7～10ページ)
国司館地区の敷地の概要を整理するとともに、周辺状況を示しています。
- (4) 基本方針 (本文掲載11ページ)
事業を行うに当たって踏まえるべき基本方針を示しています。
- (5) 土地利用方針 (本文掲載13～16ページ)
土地利用を行うに当たり、検討の条件、導入機能等、動線・機能配置等において踏まえるべき方針を示すとともに、第1期整備事業区域における設備の改修に係る方針を示しています。
- (6) 整備方針 (本文掲載17ページ)
整備を行うに当たり、必要な方針を記載しています。
- (7) 管理運営方針 (本文掲載18～19ページ)
想定されるスキームと管理運営者等との役割分担の方針を示しています。
- (8) 今後のスケジュールと課題 (本文掲載20～21ページ)
事業を進めるに当たってのスケジュール、概算費用のイメージ、今後の課

題を示しています。

3 今後の予定

整備計画について、令和7年11月18日から同年12月17日までの期間でパブリック・コメント手続を実施し、市民からの意見等を反映させた計画として取りまとめます。

国史跡武蔵国府跡（国司館地区）
第2期整備基本計画（案）

令和7年10月

府中市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
(1)	計画策定の経緯と目的	1
(2)	国司館地区の本質的価値	2
2	整備事業の経緯と位置付け	3
(1)	整備事業	3
(2)	にぎわい創出事業	5
3	当該地区の概要	7
(1)	敷地の概要	7
(2)	周辺状況	7
4	基本方針	11
(1)	遺構に配慮した整備	11
(2)	史跡を楽しく理解し学べるガイダンス施設の設置	11
(3)	にぎわいの創出	11
(4)	周辺空間と一体で活用するための動線確保	11
(5)	誰もが利用しやすい施設	12
5	土地利用方針	13
(1)	検討の条件	13
(2)	導入機能等	13
(3)	動線及び機能配置イメージ	15
(4)	サインの設置	16
(5)	既存設備の改修等	16
6	整備方針	17
(1)	遺構に配慮した整備	17
(2)	便益施設を含むガイダンス施設の整備	17
(3)	舗装の変状対策	17
7	管理運営方針	18
(1)	想定される事業スキーム	18
(2)	本事業における役割分担	19
8	今後のスケジュールと課題	20
(1)	事業のスケジュール	20
(2)	概算事業費のイメージ	20
(3)	今後の課題	21
1	関連計画及び法令等	1
(1)	関連計画	1
(2)	関連法令等	4
2	導入機能に係る来場者アンケート	6

1 はじめに

(1) 計画策定の経緯と目的

国史跡武蔵国府跡は、東京都府中市宮町二丁目、三丁目を中心に所在する、古代の国府遺跡です。府中市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）では、昭和50年以降、市民の理解と協力により国府域全体を視野に入れた^{しっかいてき}体系的な発掘調査を実施してきました。その結果、国内で最も国府の具体的なイメージが捉えられるようになってきました。

また、昔は幻の国府と言われていた武蔵国府の中枢施設である^{こくがあと}国衙跡も、大國魂神社境内から東側に存在することが判明しました。その結果、古代武蔵国の政治情勢を示す上で、さらには我が国の古代地方行政組織のあり方を考える上でも、学術的に重要な遺跡であることが明らかになっています。

その結果、平成21年7月には、大國魂神社境内全域、その東側の市道及び国衙跡整備地約5万4千平方メートルが「国史跡武蔵国府跡」として、国の史跡に指定されました。

教育委員会では、この武蔵国府跡を文化財として適切に「保存」し、文化財の魅力を広げ、かつ、地域の未来に資するよう積極的な「活用」を推進するため、平成26年3月に国史跡武蔵国府跡保存管理計画（以下「保存管理計画」といいます。）を策定しました。府中市（以下「市」といいます。）では、この計画に基づき、^{こくがあと}国衙跡の中枢施設約500平方メートルの保存整備を行いました。

その後、平成20年に開始した、府中市本町一丁目の府中本町駅東側の発掘調査により、それまで知られていなかった^{こくし}国司の居宅である^{こくしのたち}国司館の遺構が発見されました。この遺跡は、国内でも類例のない^{こくしのたち}初期国司館と考えられる国府の重要な施設、かつ、徳川家康府中御殿という市の歴史を象徴するものとして、平成23年2月に国史跡武蔵国府跡の追加指定を受け、「国史跡武蔵国府跡（国司館地区）」（以下、「国司館地区」といいます。）として、保存・活用・整備事業を行うこととなりました。

この事業は、保存管理計画を踏まえて、二つの時期に分けて段階的に整備を行うこととしてきました。第1期整備事業は、平成30年3月に、^{こくしのたち}国司館を中心とした遺構の保存・展示に係る「古代の空間再現ゾーン」と、国衙地区との連携を図るための「^{こくが}国衙地区連携ゾーン」を整備し、「^{こくしのたち}国司館と家康御殿史跡広場」として市民の憩いの空間として市内外から多くの来訪者を迎えています。

「府中市国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第2期整備基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、「国司館跡地区施設の歴史的価値を高め広く発信するとともに、駅前という立地を活かしたにぎわいと魅力ある空間を創出すること」を目的とした第2期整備事業に係る基本的な方針を定めるものです。



図1 武蔵国府跡とその周辺（南東から）

(2) 国司館地区の本質的価値

古代武蔵国の国府跡は、武蔵野台地上、多摩川が形成した崖の縁辺に位置し、国府の実態をよく示した、古代武蔵国の政治情勢を示す上で重要な遺跡です。府中本町駅の東側で発見された国司館地区の遺構は、発掘調査の成果から、7世紀後半から8世紀前半（飛鳥時代から奈良時代前期）に造営されたと考えられています。当初、東西棟の建物が2棟建てられ、その後8世紀前半に「東西棟の主殿」と「南北棟の脇殿」が建てられたことが分かりました。これらの建物は、真北を基準に規則正しく並んでいることが分かっています。飛鳥時代に遡る国司館跡の発見は、武蔵国府の成立や日本古代の地方行政組織の成り立ちを解明する上で、貴重な発掘調査となりました。

こうした成果を受けて、国史跡武蔵国府跡の追加指定がなされました。



図2 国史跡武蔵国府跡（国司館）地区の復元模型（第1期整備事業）

2 整備事業の経緯と位置付け

国司館地区こくしのたちの整備は、保存管理計画に基づき、「史跡の歴史的価値を高め広く発信するとともに、駅前という立地を活かしたにぎわいと魅力ある空間を創出すること」としての活用を行うこととして取組を進めてきました。

(1) 整備事業

国司館地区こくしのたちの整備は、国司館地区保存活用整備基本設計、実施設計（第1期工事分）に基づき、次の3つのゾーンに区分して段階的な整備を進めてきました。



図3 国司館地区の整備ゾーン

ア 国司館地区第1期保存整備事業

第1期保存整備事業では、国史跡の歴史的価値を高めるエリアである、「古代の空間再現ゾーン」、「国衙地区連携ゾーン」の整備を行いました。

(ア) 実施時期

平成28年度から平成30年度まで

(イ) 概要

史跡の本質的価値の構成要素である国司館跡こくしのたちを適切に保存し、その価値を市民が正しく理解できるための整備を行いました。具体的には、柱による立体復元や遺構の表面表示、万葉集に出てくる草花を植栽した「国司の庭」の整備をはじめ、国内でも例のない10分の1サイズの国司館復元模型、徳川家康府中御殿も含めたVR映像によるCG復元などを製作し、公開しました。



図 4 国司館地区第 1 期整備事業完成時全景（南西より）



図 5 国司館地区第 1 期整備事業完成時 1/10 復元模型（北西より）

イ 国司館地区第2期整備事業

国司館地区第2期整備事業（以下、「本事業」といいます。）は、保存管理計画を踏まえての第1期整備で位置付けた「にぎわい創出ゾーン」を整備するものです。具体的には、^{こくしのたち}国司館地区の本質的価値を理解するための学びの場であるガイダンス施設の整備を行います。また、中心市街地の区域かつ府中本町駅に隣接する立地であることから、より多くの市民が訪れて史跡に親しんでもらえるような「にぎわいと魅力ある空間エリア」の整備を目的とするものです。そして、第1期整備事業で整備した広場や駅前との一体的な空間として管理・活用を行っていくこととします。

(2) にぎわい創出事業

^{こくしのたち}国司館地区の保存と活用においては、歴史に興味がある人だけでなく、多くの人々が訪れ史跡の歴史的価値を知ってもらうことが重要です。市では、当該場所が府中本町駅前という立地にあることを踏まえ、第1期整備事業で整備した広場を活用し、令和4年度からにぎわい創出のための実証実験を実施してきました。本事業の取組内容と検証は、表1のとおりです。

実証実験の結果、当該地の入場者数は年間約4万5千人となり、様々なイベントを通して多くの人々に、史跡に親しんでもらいながら、当該地区の歴史的価値の周知を行うことができました。

表1 にぎわい創出事業の実施概要

年度	事業名称	主な実施事業			
		実施日	取組名	内容	来場者数
令和4年度	令和4年度国司館と家康御殿史跡広場 魅力発信・にぎわい創出事業 (令和4年6月1日～令和5年3月31日)	6月～7月	御殿地テラス	・ 椅子、机、パラソルを設置し、史跡の滞在性を高めた。	－
		9月	府中お月見ナイトピアガーデン	・ コロナ禍の収束に伴い、 ^{こくしのたち} 国司館地区の開放的な空間をいかし、人々が時間と空間を共有できる場を創出した。 ・ 取組は各種メディアに取り上げられ、史跡の認知度向上につながった。また、アンケートを実施し、史跡の周知に努めた。	2,590名
		11月	目指せ!G1グルメフェス ※ 民間主催	・ 当該広場の認知度向上及び活用促進に向け、民間団体による活用を実施。 ・ 利用による課題を検討し、翌年度以降の改善に努めた。	約2,300名
令和5年度	令和5年度国司館と家康御殿史跡広場 魅力発信・にぎわい創出事業 (令和5年6月1日～令和6年3月31日)	6月～3月	御殿地テラス	・ 芝生広場内での飲食を可とする実証実験(6月1日～7月31日) ⇒ アンケート調査で、約8割の方が継続希望であったことを踏まえ通年実施とした。また、来場者のうち約9割以上の方が再訪希望。 ・ 既存設備に加えて、ベンチ、物置、デッキステージを設置し、史跡の滞在性をさらに高めた。	－
		7月	夜間開放(柱のライトアップ)	・ 夜の史跡を体験してもらうため、柱の復元模型をライトアップし夜間開放を実施。 ・ 合わせて来場者に対して史跡の解説を実施することで、史跡の価値の周知に努めた。	約1,700名
		10月	テクノス祭(東京工学院専門学校文化祭) ※ 民間主催	・ 民間団体への広場使用を推進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡のさらなる認知度向上を目指す。 ・ 東京工学院専門学校(テクノス)による文化祭。地域の学校との連携により、専門性を活かした学びを含めたイベントの開催を実施した。また、合わせて史跡のPRを行った。	418名
		11月	むさし府中の朝マルシェ	・ 3日間にわたり、府中市内事業者等によるマルシェ出店(10店舗程度)を実施。 ⇒ アンケート調査では、約5割の方が当該イベントで初めて史跡に来場。9割以上の方が再訪希望。	2,066名
令和6年度	令和6年度国司館と家康御殿史跡広場魅力発信・にぎわい創出事業 (令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)	通年	御殿地テラス	・ 取組継続	－
		7月	御殿地ナイトテラス	・ 令和5年度に実施した夜間開放について、更なる史跡の認知度向上と継続的な開催を目指し改良して実施(事前先着)。 ・ 参加を事前申込制とし、史跡に関わるクイズとアンケートの回答を必須とした。また、参加者へ史跡広場の歴史を説明する資料を配布し周知を行った。	775名
		10月	JAZZ in FUCHU ※ 民間主催	・ 民間団体への広場使用を推進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡のさらなる認知度向上を目指す。 ・ 音を伴う利用を行う際の大きさ、音響の位置方向等を確認した。また、史跡の展示がある管理事務所を解放し、イベント参加者がトイレ等で立ち寄る際に展示を見ることにより、史跡の周知を図った。	約500名
令和7年度	令和7年度国司館と家康御殿史跡広場魅力発信・にぎわい創出事業 (令和7年4月1日～令和8年3月31日まで)	通年	御殿地テラス	・ 取組継続	－
		5月	JAZZ in FUCHU ※ 民間主催	・ 民間団体への広場使用を推進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡のさらなる認知度向上を目指す。 ・ 前年度同様の検証及び周知を継続した。	937名
		7月	御殿地ナイトテラス	・ 令和6年度に実施した夜間開放について、更なる史跡の認知度向上と継続的な開催を目指し改良して実施(事前先着)。 ・ 史跡に関するクイズラリー、ステージイベント内における史跡の説明により周知を行った。	984名
		10月	JAZZ in FUCHU ※ 民間主催	・ 民間団体への広場使用を推進することで、広場の有効な活用方法の検討と、史跡のさらなる認知度向上を目指す。 ・ 前年度同様の検証及び周知を継続した。また、史跡のパンフレットを配布することにより、周知に努めた。	〇〇名

3 当該地区の概要

ここでは、本事業の対象となる国司館地区の概要、位置図及び現況図を示します。本事業で整備する施設は、第2期整備で対象となる便益施設（にぎわい施設）を含むガイダンス施設です。その際、第1期整備地と一体的に整備することで、史跡指定地全体の本質的価値を高め、駅前のにぎわいの創出を目指していくこととします。

なお、本計画は第2期整備事業の内容を定めるものであるため、史跡の指定理由、史跡の位置と周辺環境、発掘調査成果、第1期整備工事の内容等は、「国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第1期保存整備事業報告」（平成31年3月）に記載に基づくものとします。

(1) 敷地の概要

こくしのたち
国司館地区の所在地、面積及び法規制等の概要は、次のとおりです。

表 2 敷地の概要

史跡名称	国史跡武蔵国府跡（国司館地区）
所 在	府中市本町一丁目 14 番
土地所有者	府中市（財産区分：行政財産（公共用財産））
敷地面積	全体：7,812.76㎡（第1期：6,158.09㎡、第2期：1,654.67㎡）
法規制	① 用途地域・地区等：近隣商業地域・第三種高度地区、防火地域 ② 容積率、建蔽率：300%、80% ③ 国史跡指定地、埋蔵文化財包蔵地内（武蔵国府関連遺跡）
その他	本地区は、市の中心市街地内に位置し、「府中市中心市街地活性化ビジョン」においては、本地区の更なる活用によりにぎわい創出及び次世代への継承を図ることとしています。

(2) 周辺状況

ア 位置

当該地区は、府中本町駅から徒歩0分、京王線府中駅から徒歩10分に立地し、近隣には、大國魂神社、東京競馬場など大規模な集客施設があります。



地図出典：©NTT 空間情報株式会社

図 7 位置図

イ 指定範囲



図 8 国史跡の指定範囲

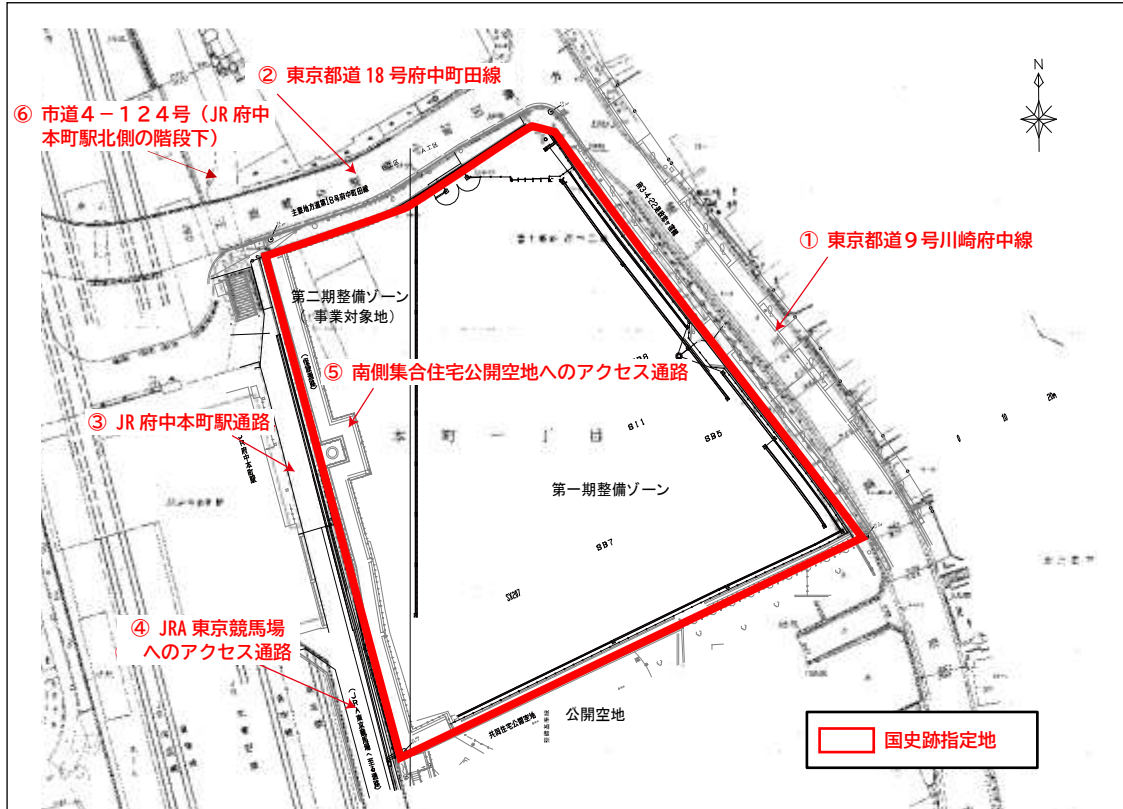
ウ 接道等

国司館地区は、東京都道 18 号府中町田線や東京都道 9 号川崎府中線などの幹線道路に接道し、かつ府中本町駅構外通路や東京競馬場へのアクセス通路等の通路による動線が確保されています。

表 1 対象施設の接道状況

番号	道路名称	種別	幅員
①	東京都道 9 号 川崎府中線 (府中街道)	都 道	約 9m
②	東京都道 18 号 府中町田線 (鎌倉街道)	都 道	約 9m
③	府中本町駅構外通路	敷地内通路	—
④	東京競馬場へのアクセス通路	敷地内通路	—
⑤	南側集合住宅公開空地へのアクセス通路	敷地内通路	約 3m
⑥	市道 4-124 号 (府中本町駅北側の階段下)	市 道	約 7m~13.6m

※ 本事業により、⑤は形状変更の上、駅から国司館地区へ直結する動線を設ける予定です。



出典：府中市道路台帳平面図

図 1 接道等位置図

工 関連計画及び法令等

本事業に関連する計画及び法令等は、次のとおりです。本事業は、これらの計画及び法令等の位置付けを踏まえて行うものとします。

(7) 関連計画

表 4 関連計画一覧

	計画等名称
1	府中市中心市街地活性化ビジョン（令和4年度～令和12年度）
2	第7次府中市総合計画（令和4年度～令和11年度）
3	府中市人口ビジョン及び府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度策定、令和元年度修正）
4	府中市都市計画マスタープラン（令和4年2月）
5	府中市景観計画（令和4年5月改定）
6	府中市観光振興プラン（令和4年4月）
7	府中市文化芸術推進計画（平成30年3月）
8	国史跡武蔵国府跡保存管理計画（平成26年3月）

(1) 関連法令等

表 5 関係法令等一覧

	計画等名称
1	府中市中心市街地活性化ビジョン（令和3年度策定、計画期間：令和4年度～令和12年度）
2	第7次府中市総合計画（令和4年度策定、対象期間：令和4年度～令和11年度）
3	府中市人口ビジョン及び府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度策定、令和元年度修正、対象期間：平成27年度～令和3年度）
4	府中市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）
5	府中市景観計画（令和4年度改定、対象期間：令和4年度～令和23年度）
6	府中市観光振興プラン（令和4年度策定、計画期間：令和4年度～令和11年度）
7	府中市文化芸術推進計画（平成29年度策定、計画期間：平成30年度～令和7年度）
8	国史跡武蔵国府跡保存管理計画（平成25年度策定）

4 基本方針

本事業は、国の史跡であることを踏まえ、史跡の本質的価値（歴史的価値）を分かりやすく市民に伝える目的と、府中本町駅前のにぎわいの創出の目的を併せた整備を行うこととし、次のとおり基本方針を示します。

(1) 遺構に配慮した整備

国司館地区^{こくしのたち}には、現在も多くの遺構が保存されており、表層から遺構までの深さは、最大で80センチメートル程度となっています。整備にあたっては、整備する施設の耐久面での安全性確保を考えた上で、史跡の本質的価値（歴史的価値）である遺構への影響ができるだけ少なくなるよう配慮します。

(2) 史跡を楽しく理解し学べるガイダンス施設の設置

国司館地区^{こくしのたち}は、古代武蔵国府の国司館が置かれた場所で、徳川家康府中御殿も含めた、古代、中世、近世に至る市の長い歴史を象徴する場所です。この史跡の本質的価値を理解し、歴史を楽しく学びながら追体験できるガイダンス施設を設置します。

また、国司館地区^{こくしのたち}に国司館や徳川家康府中御殿が置かれた理由として、かつて富士山を望め、万葉集に詠われた「多摩の横山」（多摩丘陵）が現在も望める眺望の地であることから、ガイダンス施設からの眺望確保に配慮します。

(3) にぎわいの創出

本事業では、「にぎわい創出ゾーン」に便益施設である「にぎわい施設」を整備します。当該施設は、第1期整備事業で整備した広場や駅前との一体的な空間として活用し、「当該地区の歴史的価値を高め、かつ、駅前という立地をいかしたにぎわいと魅力ある空間を創出すること」を目的とします。

(4) 周辺空間と一体で活用するための動線確保

ア 府中本町駅からのアプローチ空間

府中本町駅と国司館地区^{こくしのたち}の敷地は隣接していますが、広場に入入りするためには、現状は北側道路を通り迂回^{うかい}する必要があります。両施設の利用者のアクセス向上と、にぎわいの相乗効果を目的とし、府中本町駅の通常改札口（駅北側）から当該広場への直接的なアプローチを検討します。

イ 南側隣接の公開空地への動線

国司館地区^{こくしのたち}の南側は、隣接する共同住宅敷地内に設けられた公開空地に隣接しています。現状設けられている府中本町駅の通常改札口（駅北側）から公開空地までの仮設通路は本事業に伴い撤去することとなっていますが、整備に伴い改めて動線を検討します。

ウ 第二期整備エリア（にぎわい創出ゾーン）への車両動線

国司館地区^{こくしのたち}への維持管理や整備等の車両の出入りは、隣接する道路との高低差があるため、現状のとおり北側出入口のみとします。

なお、広場における車両の進入を可能とする範囲は、舗装部分（多目的広場）までとし、芝生広場より南へ進入しないものとします。

エ 北側道路における広場来場者の歩行者空間の確保

第1期整備事業においては、北側道路における広場来場者の歩行者空間の確保の観点から、敷地を活用して歩道状空地を設けました。本事業においても、第1期整備事業で整備した線形の続きとして、歩道状空地を延長します。

(5) 誰もが利用しやすい施設

国司館地区は、府中市バリアフリー基本計画における「府中駅・府中本町駅・北府中駅周辺重点整備地区」に含まれています。本事業の推進にあたっては、誰もが利用しやすく歩きやすいまちと、市民一人一人の心のバリアフリー推進による共生社会の実現を目指し、施設整備への配慮とともに、管理運営者への啓蒙や情報共有などの取組を進めます。

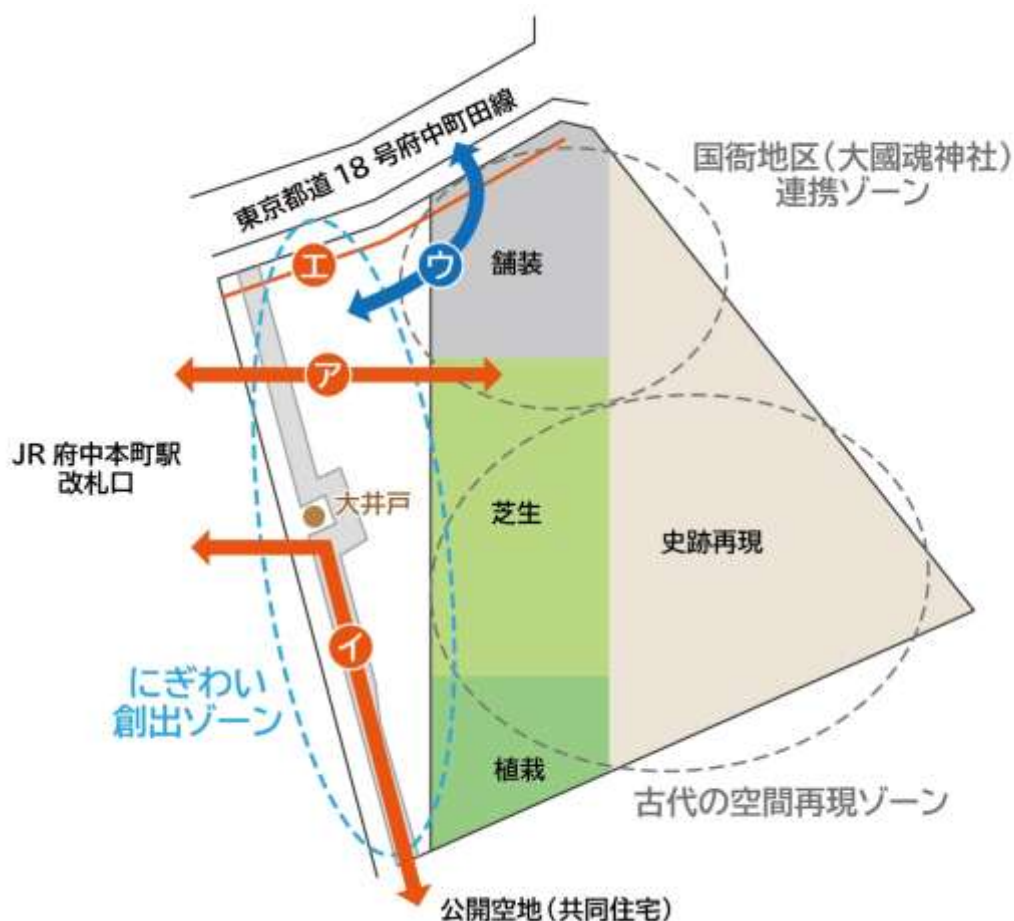


図10 動線のイメージ

5 土地利用方針

国司館地区こくしのたちの敷地は、次のとおり施設を整備し、土地利用を図るものとします。

(1) 検討の条件

国司館地区こくしのたちの土地利用にあたっては、「4 基本方針」を満たすとともに、具体的に次の事項に配慮することとします。

- ア ガイダンス施設、広場、駅等が一体としてにぎわいを創出する動線や空間の整備
- イ 国司館地区こくしのたちの歴史的立地を踏まえ、2階又は屋上から周囲の眺望を楽しめる空間の確保
- ウ 駅改札口から広場の存在を認知できる視認性の確保

(2) 導入機能等

国司館地区こくしのたちは史跡であるため、ガイダンス機能には、駅前空間及び広場と一体でにぎわいを創出することを目的とした便益施設として、次の機能を導入するものとします。

ガイダンス施設の展示室は、「子どもが体験しながら武蔵国府跡や徳川家康府中御殿に関する歴史に親しむ場」としての役割を想定します。

表6 導入機能一覧

諸室・スペース等		内容	規模
①ガイダンス機能	展示室	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもが体験しながら史跡の歴史に親しむ場」としての役割を想定。 ・受付、事務所、キッズスペース、風除室、倉庫を含む。 	400㎡程度
	施設内広場	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 府中本町からの直接的な動線となる屋外ゲート状の空間 ・通常時の飲食や休憩の空間とするとともに、イベント開催時に屋根のある空間として活用を想定。 	250㎡程度
②便益機能	飲食	<ul style="list-style-type: none"> ・広場でのイベント時には、連携した運用を行い、第1期整備部分との連携を図る。 	200㎡程度
	トイレ・授乳室	施設利用者用	60㎡程度
③防災機能	備蓄倉庫	駅前という災害時に避難場所となりうる立地の広場であるため、非常用設備を設置施設側で確保。	50㎡程度
	非常用電源		
	太陽電池		
④その他	屋外倉庫	屋外ファニチャー、日よけテント、音響・照明等の物品を収納する倉庫。屋外に単独設置又は施設内の屋外から出入りが容易な場所に設置。(景観配慮上、できるだけ施設内)	③の備蓄倉庫と一体で設置
	屋外駐車・駐輪スペース	施設関係者及び広場使用許可者専用(駐車場スペースは荷捌き用1台、障害者用1台を想定)	80㎡程度
延べ面積(※ 仮設物や屋外デッキ等除く)			1,040㎡

表7 設備一覧

設備	内容	規模	
⑤ 設備	イベントステージ	式典やパフォーマンス、音楽演奏等での使用を想定。 屋根付きの、移動可能なものを想定。	4m×8m程度
	照明	施設に付属または隣接する形態で、夜間の広場利用における安全確保及びイベント開催を可能とする数量・位置を想定。	複数灯
	電源	日常からイベント開催時まで、屋外において多様な用途での使用を想定（ステージ、出店ブース、映像配信機材等）。	複数箇所。ステージ用としては、100V/60A(15A×4回路)程度。
	音響	常設ではなく、イベント時に使用・貸出ができる、ポータブルタイプのものを想定。	<ul style="list-style-type: none"> ・スピーカー 約2個 ・PAセット 約1個 ・マイクセット 約1個

(3) 動線及び機能配置イメージ

本事業の動線及び機能配置のイメージについて、次のとおり示します。なお、具体的な配置は、今後行われる詳細設計や関係者との協議等を踏まえて検討していきます。

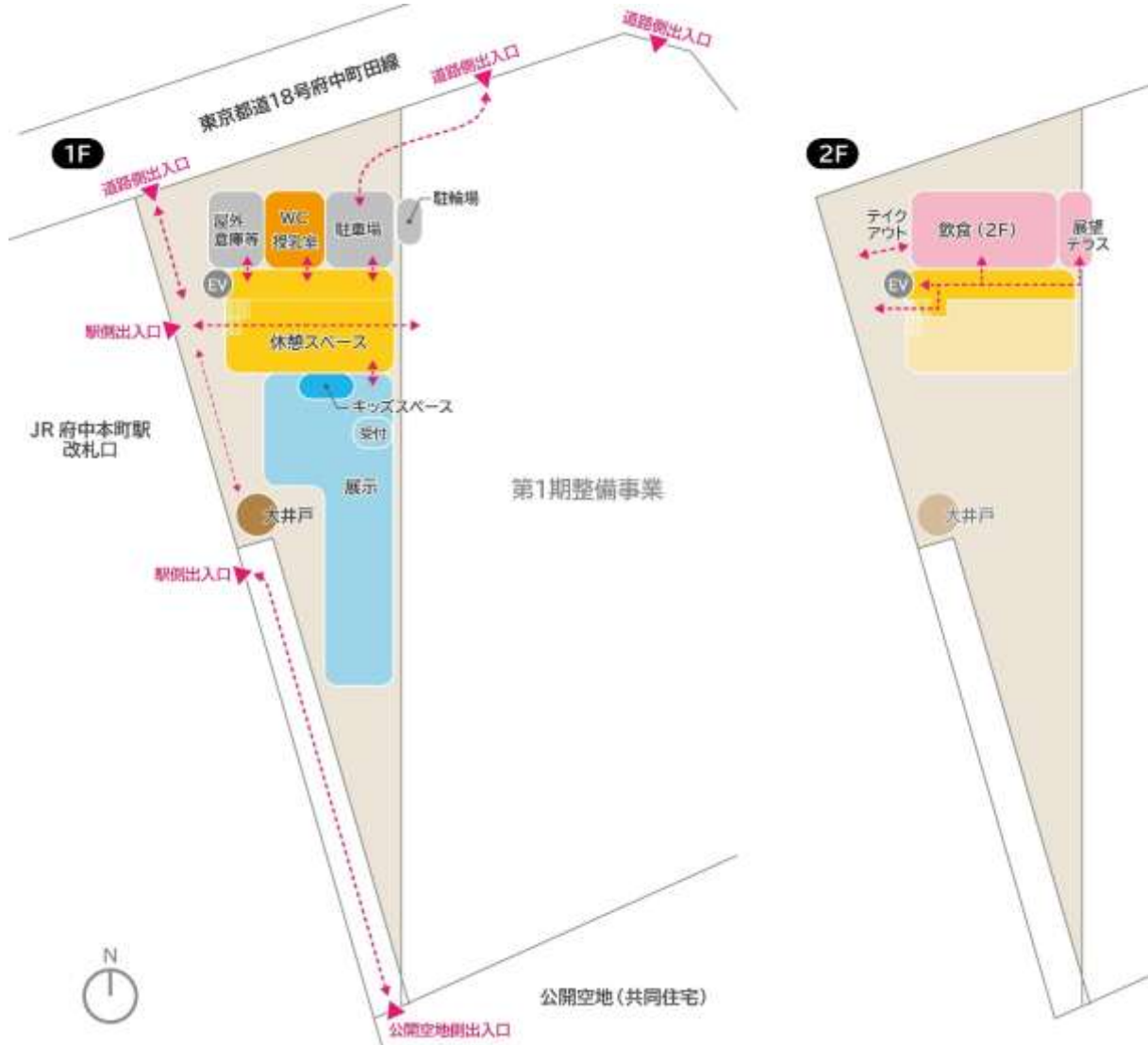


図 2 施設整備イメージ

(4) サインの設置

第2期整備事業では、史跡の本質的価値を高めるため、第1期整備部分も含めて周知および当該地区全体を利用者が円滑に利用することができるよう、適切なサインの設置等を行います。

(5) 既存設備の改修等

第1期整備部分で経年劣化に伴う修繕や改修、広場利用に係る設備の整備等を行います。なお、次の対象及びその他オーニングやサイン等を含む全ての設備は、今後、耐用年数等を踏まえて適切な時期に交換や補修等を継続して行うものとします。

ア 模型

国司館の1/10の復元模型は、模型が間近で見られることにより、国司館の本質的価値を分かりやすく理解できるものとなっています。一方、外気や日光を遮る構造でないことから、近年の想定外の酷暑、台風の大型化やゲリラ豪雨等によって、劣化や損傷が生じています。そのため、現在の構造を変更する等、抜本的な対応を行います。

イ 柱

(7) 塗装

柱の経年劣化があるため、必要に応じた安全点検及び修繕、塗装剥がれの塗り直しを行います。

(1) 地中照明

照明の球切れを解消するとともに、交換しやすい仕様に変更を行います。

ウ VRコンテンツ

(7) 機器の更新

劣化した機器の更新を行います。

(1) 映像の更新

従来の映像を基本として再構築し、体験者が再度体験したくなる工夫を検討します。

エ 舗装等

(7) 舗装

a 石畳部分

これまでに行った調査を踏まえ、陥没が生じている原因の解消、対策に向けて整備を行います。

b その他部分

施設の使用による舗装のへこみや退職等について、補修や改修等を行います。

(1) 人工芝

人工芝に縮みが発生しているため、利用者が安全に使用できるよう、張り替えや補修等の対策を行います。

オ 広場利用設備

今後のイベント等による広場の活用を見据え、屋外に電源及び照明等を設置します。

6 整備方針

本事業は、次の整備方針のもと実施し、整備にあたっては、府中市地域まちづくり条例、府中市開発事業に関する指導要綱、東京都環境確保条例等、各種法令に基づき進めていきます。

(1) 遺構に配慮した整備

国司館地区は、敷地全体に本質的価値（歴史的価値）である遺構が保存され、保護層を設けた土で覆われています。本事業の実施にあたっては、これらの遺構に配慮した設計・施工を行うこととします。

(2) 便益施設を含むガイダンス施設の整備

本事業は、単年度ごとに設計業務や建設業務を進める方式を採用することを想定します。また、便益施設を含むガイダンス施設の導入機能の主に内装等の内容は、管理運営を行う者の創意工夫をいかにすることが重要です。

そのため、史跡に親しむことに資するガイダンス機能や飲食機能に関しては、民間事業者へ意見を聞き、内装工事を管理運営者が実施する方法も含め役割分担を検討します。

(3) 舗装の変状対策

本事業にあたっては、「5エ(7) a 石畳部分」に示す、第1期整備事業区域内の舗装に見られる一部沈下や石灰付着等の変状の対策工事を合わせて行います。

石畳部分の舗装の変状は、調査を行った3か所で、それぞれ異なる状態（沈下、目地開き、湧水染み出し・石灰付着）が確認されました。

これらの対策工事の該当箇所は、本事業における「既存プレハブの解体による地下埋設物の再調査」、「工事車両の乗り入れ」、「敷地全体の排水経路」等の区域と重複しています。そのため、本事業の前段階では利用者の安全確保に伴う応急対策を行い、本事業の工事で合わせて表8に示す対策工事を行います。

表8 舗装の変状と対策工事の概要

変状の種類	変状の要因	対策工事の概要
沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締固め不十分な廃材を含む地中埋設物が存在 ・ 車両乗り入れ等による荷重増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削撤去+埋戻工（流動化処理土）
目地開き	<ul style="list-style-type: none"> ・ たわみ性のない舗装構成 ・ 伸縮性のない目地材 ・ 車両乗り入れ等による荷重増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半たわみ舗装に更新
湧水染み出し ・ 石灰付着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水性の高い覆土 ・ 透水性の高い舗装 ・ 砕石（帯水層）の連続不良 ・ 舗装路盤に再生砕石が存在（水酸化カルシウムの溶出） ・ 敷地全体の雨水が地下砕石層に大量に浸水し溢水 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水排水工

7 管理運営方針

(1) 想定される事業スキーム

広場の管理運営においては、次の事業スキームでの実施を想定します。

ア 第2期整備事業前（試行段階）

現在は、仮設事務所を設け、委託により広場の管理と運営を行っています。また、令和4年度から、実証実験としての位置付けとして、広場のにぎわい創出に取り組んでいます。

令和8年度からは、^{こくしのたち}国司館地区を含む中心市街地におけるエリアマネジメントの仕組みを活用します。具体的には、都市再生特別措置法第74条に基づく「都市利便増進協定」の締結により、まちづくりを含めた更なる魅力の創出に取り組めます。

イ 第2期整備事業後（本運用段階）

第2期整備事業の完了後は、新たに整備した施設と広場との一体的な魅力の創出が必要であることから、「指定管理者制度」による施設管理運営、「都市利便増進協定」による中心市街地のまちづくりとしての視点を含めたエリアマネジメントとする体制を想定します。本手法を採用する有効性は、次のとおりです。

- 展示室を主とする「ガイダンス機能」、飲食やトイレ・授乳室を含む「便益機能」、「第1期整備区域及び周辺地域との一体的なにぎわい創出」に当たり、指定管理者による事業全体のマネジメントが適切と考えられること。
- にぎわい創出にあたっては、当該地を含む中心市街地全体と連携したイベントの実施等、「都市利便増進協定」の活用及び連携が効果的であること。
- 本事業で整備するにぎわい施設が小規模である一方、「第1期整備施設である屋外広場の一体的活用」、「にぎわい施設と広場での異なる開館時間の想定」、「イベント実施における多様な主体の参画の必要性」等、事業全体の柔軟な運営が求められる。そのため、情報共有や多様なイベントの誘致、事業効果の向上等の点から、市の直営や業務委託ではなく、民間事業者のノウハウやこれまで培ってきた当該地のエリアマネジメントの連携を活用することが有効であると考えられること。

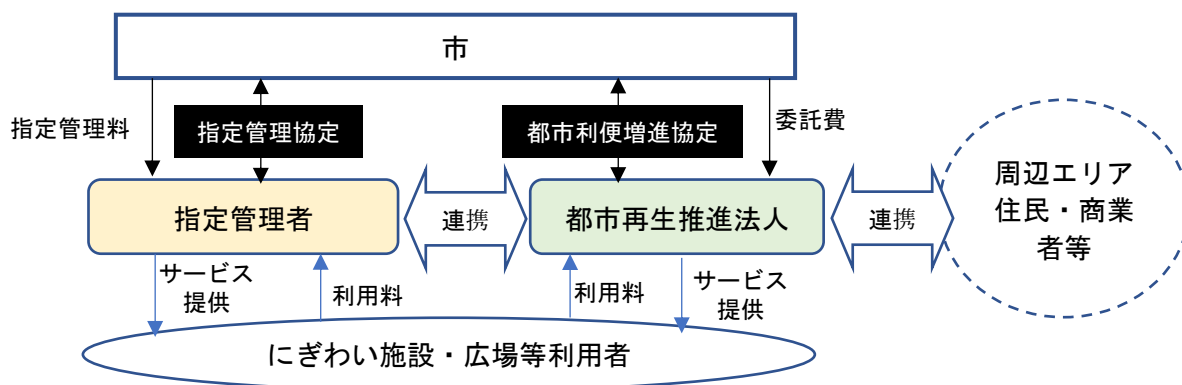


図3 管理運営のイメージ

(2) 本事業における役割分担

当該施設の管理運営を指定管理者制度で行うことを想定した場合、指定管理者の担う役割分担を次のとおり想定します。

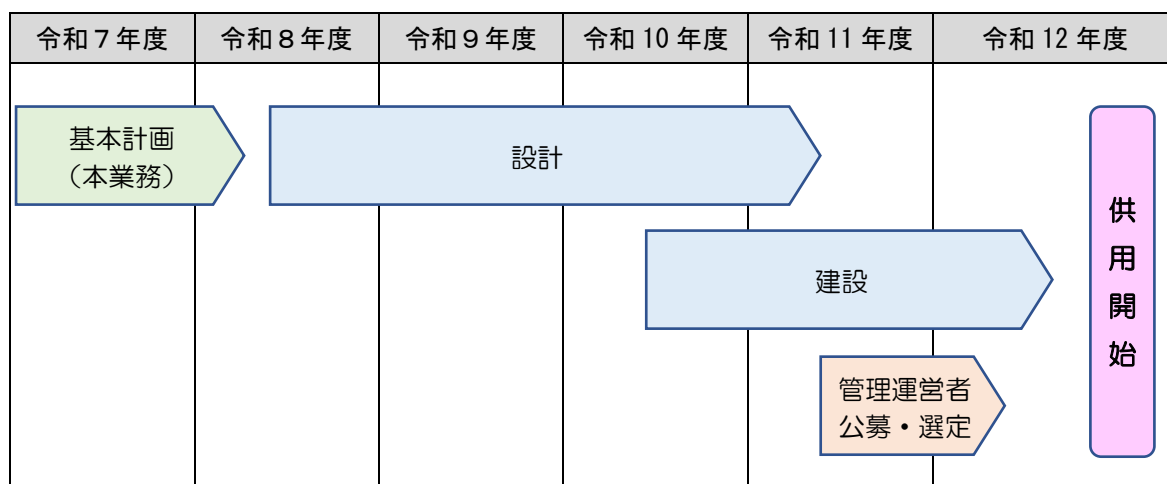
表9 本事業における業務分類

業務分類	業務内容
指定管理業務	<ol style="list-style-type: none">1. 施設維持管理（清掃、警備、保守点検）2. 総合案内・受付3. VRゴーグル、日よけテント、テーブル・椅子、ステージ等の管理及び貸出4. イベント企画・実施5. （仮称）歴史遊び場の運営（原則として、ガイダンスにかかる展示物の入替等管理を除く）6. カフェスペースの管理8. 庶務・経理等
都市利便増進協定	<ol style="list-style-type: none">1. エリアマネジメント2. イベントの企画・実施
市が別途行う業務	<ol style="list-style-type: none">1. （仮称）歴史遊び場のガイダンスにかかる展示物の入替等管理（管理運営する者の提案によっては、管理運営者が実施）2. 学芸分野における、指定管理者及び都市利便増進協定締結者等からの相談、調整

8 今後のスケジュールと課題

(1) 事業のスケジュール

本事業のスケジュールについて、次のとおり想定します。なお、今後行う設計、現地の状況、その他変更を伴う事象により、適宜見直しを行います。



(2) 概算事業費のイメージ

ここまで整理したイメージを踏まえ、本事業における初期整備費、維持管理・運営費の現時点での概算事業費イメージについて、次のとおり示します。

なお、当該事業費は今後の設計等を踏まえるとともに、近年高騰する人件費や資材を想定する中、引き続き精査していくものとします。

表10 本事業の概算事業費（イメージ）

項目	数量	備考
延べ面積	約 1,000 m ²	作図検討より。 府中本町駅から第1期整備施設に通り抜ける休憩スペース部分を含む。
初期整備費（税込）	約 8.6 億円	設計、建設、工事監理、什器備品費を含み、基盤整備費を含まない。
指定管理料（税込）	約 5,900 万円/年	維持管理委託費、管理運営費、事業費、修繕更新費を含む（光熱水費は含まない）。

※ 指定管理料は徴収代行制を前提として検討。便益施設に設置するカフェ運営費(人件費・食材消耗品費・その他費)は、必要に応じ別途計上する。

※ 「(5) 既存設備の改修等」に係る費用は、別途計上する。

(3) 今後の課題

本事業の推進に向け、今後確認や検討が必要となる課題について、次のとおり整理します。

ア 便益施設に設置する飲食機能導入形式の設定

本計画では、府中本町駅前土地であることを踏まえ、史跡の本質的価値を高めるとともに、にぎわい創出を目的の一つとしています。そのため、便益施設に設置する飲食機能は原則常設の運営形態を想定します。ただし、今後 民間事業者の意見を聞く中で、常設が困難な場合には非常設の形態も含め検討します。

イ 隣接地と当該地の接続

「4(3) 周辺空間と一体で活用するための動線確保」の実現にあたっては、隣接土地所有者の協力が必要です。当該地の整備にあたっては、これまで計画段階から調整を行ってきましたが、今後は具体的な接続の段階に向け、詳細を検討の上で調整を行っていく必要があります。